

令和2年2月14日提出

令和2年3月市議会定例会 議案参考資料

(その1)

木 更 津 市

令和２年３月市議会定例会議案参考資料目録

議 案 番 号	件 名	頁
議 案 第 ８ 号	職員の給与に関する条例の新旧対照表 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表 木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の新旧対照表	１
議 案 第 ９ 号	手数料条例の新旧対照表	８
議案第１０号	木更津市印鑑条例の新旧対照表 木更津市下水道条例の新旧対照表	１３
議案第１１号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の新旧対照表	１５

新旧対照表

○議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第1条関係）

新									旧								
職員の給与に関する条例									職員の給与に関する条例								
昭和26年3月26日 条例第8号									昭和26年3月26日 条例第8号								
(勤勉手当)									(勤勉手当)								
第18条の4 略									第18条の4 略								
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。									2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。								
(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額の総額									(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額								
(2) 略									(2) 略								
3～5 略									3～5 略								
別表第1（第3条第1項）									別表第1（第3条第1項）								
行政職給料表									行政職給料表								
職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	号給	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
1	146,100	195,500	231,500	289,700	319,200	362,900	379,400	408,100	1	144,100	194,000	230,000	288,900	319,200	362,900	379,400	408,100
2	147,200	197,300	233,100	291,900	321,400	365,500	381,800	410,500	2	145,200	195,800	231,600	291,100	321,400	365,500	381,800	410,500
3	148,400	199,100	234,600	294,000	323,700	367,900	384,200	413,000	3	146,400	197,600	233,100	293,400	323,700	367,900	384,200	413,000
4	149,500	200,900	236,200	296,000	325,900	370,500	386,600	415,400	4	147,500	199,400	234,700	295,500	325,900	370,500	386,600	415,400
5	150,600	202,400	237,600	297,900	328,100	372,400	389,000	417,300	5	148,600	200,900	236,100	297,400	328,100	372,400	389,000	417,300
6	151,700	204,200	239,300	300,000	330,100	374,900	391,400	419,600	6	149,700	202,700	237,800	299,700	330,100	374,900	391,400	419,600
7	152,800	206,000	240,800	302,200	332,300	377,200	393,800	421,700	7	150,800	204,500	239,300	302,000	332,300	377,200	393,800	421,700

8	153,900	207,800	242,400	304,200	334,500	379,700	396,200	423,900
9	154,900	209,400	243,500	306,100	336,400	382,100	398,600	425,900
10	156,300	211,200	245,000	308,400	338,600	384,800	401,000	428,000
11	157,600	213,000	246,600	310,600	340,600	387,400	403,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	312,900	342,800	390,100	405,800	432,200
13	160,100	216,200	249,400	315,000	344,600	392,500	408,100	433,900
14	161,600	218,000	250,800	317,100	346,600	394,800	410,500	435,700
15	163,100	219,700	252,100	319,300	348,600	397,000	413,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	321,400	350,600	399,400	415,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	323,300	352,300	401,200	417,300	441,600
18	167,400	224,900	256,500	325,300	354,300	403,200	419,600	443,400
19	168,900	226,500	258,200	327,300	356,100	405,100	421,700	445,200
20	170,400	228,100	260,000	329,300	358,000	406,900	423,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	331,000	359,900	408,800	425,900	448,700
22	174,400	231,200	263,300	333,100	361,800	410,600	428,000	450,200
23	177,000	232,800	264,900	335,100	363,800	412,400	430,100	451,600
24	179,600	234,400	266,500	337,200	365,700	414,300	432,200	453,100
25	182,200	235,400	268,400	338,600	367,700	416,100	433,900	454,500
26	183,900	236,900	270,200	340,500	369,600	417,600	435,700	455,800
27	185,500	238,300	271,900	342,400	371,600	419,100	437,700	457,100
28	187,200	239,500	273,600	344,300	373,600	420,700	439,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	345,900	375,100	422,300	441,600	459,300
30	190,400	241,900	277,000	347,800	376,900	423,600	443,400	460,000
31	192,200	242,900	278,800	349,700	378,700	424,900	445,200	460,800
32	193,900	244,100	280,300	351,500	380,300	426,100	446,900	461,500
33	195,500	245,400	281,800	353,400	382,100	427,300	448,700	462,200
34	196,900	246,400	283,700	355,200	383,500	428,600	450,200	463,000
35	198,400	247,600	285,500	357,000	385,000	429,900	451,600	463,700
36	199,900	248,900	287,400	358,700	386,600	431,100	453,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	360,100	388,000	432,300	454,500	464,800
38	202,500	251,100	290,700	361,400	389,200	433,100	455,800	465,400
39	203,700	252,300	292,500	362,800	390,400	433,900	457,100	466,000
40	205,000	253,600	294,300	364,200	391,500	434,700	458,300	466,600
41	206,300	255,000	295,800	365,500	392,600	435,300	459,300	467,100

8	151,900	206,300	240,900	304,200	334,500	379,700	396,200	423,900
9	153,000	207,900	242,100	306,100	336,400	382,100	398,600	425,900
10	154,400	209,700	243,600	308,400	338,600	384,800	401,000	428,000
11	155,700	211,500	245,200	310,600	340,600	387,400	403,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	312,900	342,800	390,100	405,800	432,200
13	158,300	214,700	248,100	315,000	344,600	392,500	408,100	433,900
14	159,800	216,500	249,600	317,100	346,600	394,800	410,500	435,700
15	161,300	218,200	250,900	319,300	348,600	397,000	413,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	321,400	350,600	399,400	415,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	323,300	352,300	401,200	417,300	441,600
18	165,700	223,400	255,400	325,300	354,300	403,200	419,600	443,400
19	167,200	225,000	257,100	327,300	356,100	405,100	421,700	445,200
20	168,700	226,600	258,900	329,300	358,000	406,900	423,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	331,000	359,900	408,800	425,900	448,700
22	172,800	229,700	262,300	333,100	361,800	410,600	428,000	450,200
23	175,400	231,300	264,000	335,100	363,800	412,400	430,100	451,600
24	178,000	232,900	265,700	337,200	365,700	414,300	432,200	453,100
25	180,700	234,000	267,600	338,600	367,700	416,100	433,900	454,500
26	182,400	235,500	269,500	340,500	369,600	417,600	435,700	455,800
27	184,000	236,900	271,300	342,400	371,600	419,100	437,700	457,100
28	185,700	238,200	273,100	344,300	373,600	420,700	439,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	345,900	375,100	422,300	441,600	459,300
30	188,900	240,700	276,700	347,800	376,900	423,600	443,400	460,000
31	190,700	241,700	278,600	349,700	378,700	424,900	445,200	460,800
32	192,400	242,900	280,300	351,500	380,300	426,100	446,900	461,500
33	194,000	244,200	281,800	353,400	382,100	427,300	448,700	462,200
34	195,400	245,300	283,700	355,200	383,500	428,600	450,200	463,000
35	196,900	246,500	285,500	357,000	385,000	429,900	451,600	463,700
36	198,400	247,800	287,400	358,700	386,600	431,100	453,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	360,100	388,000	432,300	454,500	464,800
38	201,000	250,100	290,700	361,400	389,200	433,100	455,800	465,400
39	202,200	251,500	292,500	362,800	390,400	433,900	457,100	466,000
40	203,500	252,900	294,300	364,200	391,500	434,700	458,300	466,600
41	204,800	254,300	295,800	365,500	392,600	435,300	459,300	467,100

<u>42</u>	207, 600	256, 400	297, 500	366, 400	393, 800	436, 000	460, 000	467, 600
<u>43</u>	208, 900	257, 600	299, 000	367, 500	395, 000	436, 700	460, 800	468, 000
<u>44</u>	210, 200	258, 800	300, 600	368, 600	396, 100	437, 400	461, 500	468, 300
<u>45</u>	211, 300	260, 000	302, 200	369, 800	396, 800	438, 200	462, 200	468, 600
<u>46</u>	212, 600	261, 200	303, 900	371, 000	397, 500	439, 000	463, 000	468, 900
<u>47</u>	213, 900	262, 500	305, 500	372, 200	398, 200	439, 400	463, 700	469, 200
<u>48</u>	215, 200	263, 600	307, 200	373, 400	398, 900	440, 100	464, 300	469, 500
<u>49</u>	216, 300	264, 700	308, 100	374, 600	399, 500	440, 600	464, 800	469, 800
<u>50</u>	217, 400	265, 800	309, 600	375, 800	400, 100	441, 000	465, 400	470, 100
<u>51</u>	218, 400	267, 100	311, 100	377, 000	400, 600	441, 400	466, 000	470, 400
<u>52</u>	219, 500	268, 400	312, 700	378, 200	401, 000	441, 800	466, 600	470, 700
<u>53</u>	220, 600	269, 400	314, 300	379, 300	401, 400	442, 200	467, 100	471, 000
<u>54</u>	221, 600	270, 500	315, 900	380, 500	401, 700	442, 600	467, 600	471, 300
<u>55</u>	222, 500	271, 800	317, 500	381, 600	402, 000	443, 000	468, 000	471, 600
<u>56</u>	223, 500	273, 100	319, 000	382, 700	402, 300	443, 300	468, 300	471, 900
<u>57</u>	223, 800	274, 000	320, 500	383, 700	402, 600	443, 600	468, 600	472, 200
<u>58</u>	224, 600	275, 000	321, 700	384, 800	402, 900	444, 000	468, 900	472, 500
<u>59</u>	225, 400	275, 900	322, 900	385, 900	403, 200	444, 300	469, 200	472, 800
<u>60</u>	226, 100	277, 000	324, 100	387, 000	403, 500	444, 600	469, 500	473, 100
<u>61</u>	226, 800	278, 100	325, 300	388, 000	403, 800	444, 900	469, 700	473, 400
<u>62</u>	227, 800	279, 100	326, 500	389, 200	404, 100	445, 200		473, 700
<u>63</u>	228, 600	280, 000	327, 700	390, 400	404, 400	445, 500		474, 000
<u>64</u>	229, 400	281, 000	328, 900	391, 500	404, 700	445, 800		474, 300
<u>65</u>	230, 100	281, 500	330, 100	392, 600	405, 000	446, 000		474, 500
<u>66</u>	230, 800	282, 400	331, 300	393, 800	405, 300			
<u>67</u>	231, 700	283, 100	332, 500	395, 000	405, 600			
<u>68</u>	232, 700	284, 000	333, 700	396, 100	405, 900			
<u>69</u>	233, 400	285, 000	334, 800	396, 800	406, 100			
<u>70</u>	234, 000		336, 000	397, 500	406, 400			
<u>71</u>	234, 500		337, 200	398, 200	406, 700			
<u>72</u>	235, 200		338, 400	398, 900	407, 000			
<u>73</u>	236, 000		339, 300	399, 500	407, 200			
<u>74</u>	236, 600		340, 500	400, 100	407, 500			

<u>42</u>	206, 100	255, 700	297, 500	366, 400	393, 800	436, 000	460, 000	467, 600
<u>43</u>	207, 400	257, 100	299, 000	367, 500	395, 000	436, 700	460, 800	468, 000
<u>44</u>	208, 700	258, 400	300, 600	368, 600	396, 100	437, 400	461, 500	468, 300
<u>45</u>	209, 800	259, 600	302, 200	369, 800	396, 800	438, 200	462, 200	468, 600
<u>46</u>	211, 100	260, 900	303, 900	371, 000	397, 500	439, 000	463, 000	468, 900
<u>47</u>	212, 400	262, 300	305, 500	372, 200	398, 200	439, 400	463, 700	469, 200
<u>48</u>	213, 700	263, 600	307, 200	373, 400	398, 900	440, 100	464, 300	469, 500
<u>49</u>	214, 800	264, 700	308, 100	374, 600	399, 500	440, 600	464, 800	469, 800
<u>50</u>	215, 900	265, 800	309, 600	375, 800	400, 100	441, 000	465, 400	470, 100
<u>51</u>	216, 900	267, 100	311, 100	377, 000	400, 600	441, 400	466, 000	470, 400
<u>52</u>	218, 000	268, 400	312, 700	378, 200	401, 000	441, 800	466, 600	470, 700
<u>53</u>	219, 100	269, 400	314, 300	379, 300	401, 400	442, 200	467, 100	471, 000
<u>54</u>	220, 100	270, 500	315, 900	380, 500	401, 700	442, 600	467, 600	471, 300
<u>55</u>	221, 000	271, 800	317, 500	381, 600	402, 000	443, 000	468, 000	471, 600
<u>56</u>	222, 000	273, 100	319, 000	382, 700	402, 300	443, 300	468, 300	471, 900
<u>57</u>	222, 400	274, 000	320, 500	383, 700	402, 600	443, 600	468, 600	472, 200
<u>58</u>	223, 300	275, 000	321, 700	384, 800	402, 900	444, 000	468, 900	472, 500
<u>59</u>	224, 100	275, 900	322, 900	385, 900	403, 200	444, 300	469, 200	472, 800
<u>60</u>	224, 900	277, 000	324, 100	387, 000	403, 500	444, 600	469, 500	473, 100
<u>61</u>	225, 600	278, 100	325, 300	388, 000	403, 800	444, 900	469, 700	473, 400
<u>62</u>	226, 600	279, 100	326, 500	389, 200	404, 100	445, 200		473, 700
<u>63</u>	227, 400	280, 000	327, 700	390, 400	404, 400	445, 500		474, 000
<u>64</u>	228, 300	281, 000	328, 900	391, 500	404, 700	445, 800		474, 300
<u>65</u>	229, 000	281, 500	330, 100	392, 600	405, 000	446, 000		474, 500
<u>66</u>	229, 800	282, 400	331, 300	393, 800	405, 300			
<u>67</u>	230, 700	283, 100	332, 500	395, 000	405, 600			
<u>68</u>	231, 700	284, 000	333, 700	396, 100	405, 900			
<u>69</u>	232, 400	285, 000	334, 800	396, 800	406, 100			
<u>70</u>	233, 100		336, 000	397, 500	406, 400			
<u>71</u>	233, 700		337, 200	398, 200	406, 700			
<u>72</u>	234, 500		338, 400	398, 900	407, 000			
<u>73</u>	235, 300		339, 300	399, 500	407, 200			
<u>74</u>	236, 000		340, 500	400, 100	407, 500			

<u>75</u>	<u>237, 200</u>	<u>341, 600</u>	<u>400, 600</u>	<u>407, 800</u>	<u>75</u>	<u>236, 700</u>	<u>341, 600</u>	<u>400, 600</u>	<u>407, 800</u>
<u>76</u>	<u>237, 700</u>	<u>342, 700</u>	<u>401, 000</u>	<u>408, 000</u>	<u>76</u>	<u>237, 300</u>	<u>342, 700</u>	<u>401, 000</u>	<u>408, 000</u>
<u>77</u>		<u>343, 800</u>	<u>401, 400</u>	<u>408, 200</u>	<u>77</u>		<u>343, 800</u>	<u>401, 400</u>	<u>408, 200</u>
<u>78</u>		<u>344, 900</u>	<u>401, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>78</u>		<u>344, 900</u>	<u>401, 700</u>	<u>408, 400</u>
<u>79</u>		<u>346, 000</u>	<u>402, 000</u>	<u>408, 600</u>	<u>79</u>		<u>346, 000</u>	<u>402, 000</u>	<u>408, 600</u>
<u>80</u>		<u>347, 100</u>	<u>402, 300</u>	<u>408, 800</u>	<u>80</u>		<u>347, 100</u>	<u>402, 300</u>	<u>408, 800</u>
<u>81</u>		<u>348, 200</u>	<u>402, 600</u>	<u>408, 900</u>	<u>81</u>		<u>348, 200</u>	<u>402, 600</u>	<u>408, 900</u>
<u>82</u>		<u>349, 600</u>	<u>402, 900</u>		<u>82</u>		<u>349, 600</u>	<u>402, 900</u>	
<u>83</u>		<u>351, 100</u>	<u>403, 200</u>		<u>83</u>		<u>351, 100</u>	<u>403, 200</u>	
<u>84</u>		<u>352, 600</u>	<u>403, 500</u>		<u>84</u>		<u>352, 600</u>	<u>403, 500</u>	
<u>85</u>		<u>354, 200</u>	<u>403, 800</u>		<u>85</u>		<u>354, 200</u>	<u>403, 800</u>	
<u>86</u>		<u>355, 000</u>	<u>404, 100</u>		<u>86</u>		<u>355, 000</u>	<u>404, 100</u>	
<u>87</u>		<u>356, 200</u>	<u>404, 400</u>		<u>87</u>		<u>356, 200</u>	<u>404, 400</u>	
<u>88</u>		<u>357, 200</u>	<u>404, 700</u>		<u>88</u>		<u>357, 200</u>	<u>404, 700</u>	
<u>89</u>		<u>358, 100</u>	<u>405, 000</u>		<u>89</u>		<u>358, 100</u>	<u>405, 000</u>	
<u>90</u>		<u>359, 200</u>	<u>405, 300</u>		<u>90</u>		<u>359, 200</u>	<u>405, 300</u>	
<u>91</u>		<u>360, 100</u>	<u>405, 600</u>		<u>91</u>		<u>360, 100</u>	<u>405, 600</u>	
<u>92</u>		<u>361, 200</u>	<u>405, 900</u>		<u>92</u>		<u>361, 200</u>	<u>405, 900</u>	
<u>93</u>		<u>362, 100</u>	<u>406, 100</u>		<u>93</u>		<u>362, 100</u>	<u>406, 100</u>	
<u>94</u>		<u>362, 800</u>			<u>94</u>		<u>362, 800</u>		
<u>95</u>		<u>363, 500</u>			<u>95</u>		<u>363, 500</u>		
<u>96</u>		<u>364, 200</u>			<u>96</u>		<u>364, 200</u>		
<u>97</u>		<u>364, 600</u>			<u>97</u>		<u>364, 600</u>		
<u>98</u>		<u>365, 200</u>			<u>98</u>		<u>365, 200</u>		
<u>99</u>		<u>365, 900</u>			<u>99</u>		<u>365, 900</u>		
<u>100</u>		<u>366, 600</u>			<u>100</u>		<u>366, 600</u>		
<u>101</u>		<u>366, 900</u>			<u>101</u>		<u>366, 900</u>		
<u>102</u>		<u>367, 600</u>			<u>102</u>		<u>367, 600</u>		
<u>103</u>		<u>368, 300</u>			<u>103</u>		<u>368, 300</u>		
<u>104</u>		<u>369, 000</u>			<u>104</u>		<u>369, 000</u>		
<u>105</u>		<u>369, 300</u>			<u>105</u>		<u>369, 300</u>		

<u>106</u>			<u>369,900</u>							<u>106</u>			<u>369,900</u>						
<u>107</u>			<u>370,600</u>							<u>107</u>			<u>370,600</u>						
<u>108</u>			<u>371,200</u>							<u>108</u>			<u>371,200</u>						
<u>109</u>			<u>371,500</u>							<u>109</u>			<u>371,500</u>						
<u>110</u>			<u>372,100</u>							<u>110</u>			<u>372,100</u>						
<u>111</u>			<u>372,800</u>							<u>111</u>			<u>372,800</u>						
<u>112</u>			<u>373,400</u>							<u>112</u>			<u>373,400</u>						
<u>113</u>			<u>373,800</u>							<u>113</u>			<u>373,800</u>						
再任										再任									
用職	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>	<u>389,900</u>		用職	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>	<u>389,900</u>	
員										員									
任期										任期									
付職	<u>154,900</u>	<u>195,500</u>	<u>227,800</u>	<u>274,800</u>	<u>294,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,000</u>	<u>361,000</u>		付職	<u>153,000</u>	<u>194,000</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>294,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,000</u>	<u>361,000</u>	
員										員									

新旧対照表

○議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 昭和40年4月30日 条例第9号 （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5を乗じて得た額に次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 3 略

新旧対照表

○議案第8号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（第3条関係）

新	旧												
木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td>375,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 2～4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	号給	給料月額（円）	1	375,000	略		木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 平成28年12月15日 条例第27号 （特定任期付職員の給与の特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table border="1"> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td>374,000</td></tr> <tr> <td>略</td><td></td></tr> </table> 2～4 略 （職員の給与に関する条例の適用除外等） 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第12条の2、第18条第2項及び第19条の3の規定の適用については、給与条例第2条中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」と、第12条の2第3項中「第1項に規定する職員の職にある職員」とあるのは「木更津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年木更津市条例第27号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第18条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、第19条の3中「災害派遣手当」とあるのは「災害派遣手当及び特定任期付職員業績手当」とする。	号給	給料月額（円）	1	374,000	略	
号給	給料月額（円）												
1	375,000												
略													
号給	給料月額（円）												
1	374,000												
略													

新旧対照表

○議案第9号 手数料条例の一部を改正する条例

新			旧		
手数料条例			手数料条例		
昭和31年3月27日 条例第2号			昭和31年3月27日 条例第2号		
別表第3（第2条）			別表第3（第2条）		
事務の種類	手数料の名称	単位及び金額	事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略	略	略	略	略	略
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	（1） 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア・イ 略 ウ イ以外の共同住宅等（ア）から（ク）までに掲げる建築物全体の住戸の数の区分に応じ、それぞれに掲げる額及び（ケ）から（セ）までに掲げる共用部分の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれに掲げる額（共用部分を計算の対象とする評価方法による認定申請に限る。）を加えた額 （ア）～（セ） 略 エ・オ 略 （2） （1）以外の場合 認定申請1	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	（1） 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合 認定申請1件につき ア・イ 略 ウ イ以外の共同住宅等（ア）から（ク）までに掲げる建築物全体の住戸の数の区分に応じ、それぞれに掲げる額及び（ケ）から（セ）までに掲げる共用部分の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれに掲げる額を加えた額 （ア）～（セ） 略 エ・オ 略 （2） （1）以外の場合 認定申請1

		件につき ア・イ 略 ウ イ以外の共同住宅等 (ア) から (ク) までの掲げる建築物 全体の住戸の数の区分に応じ、 それぞれに掲げる額及び (ケ) から (セ) までの掲げる共用部 分の床面積を合計した面積の区 分に応じ、それぞれに掲げる額 <u>(共用部分を計算の対象とする</u> <u>評価方法による認定申請に限</u> <u>る。)</u> を加えた額 (ア) ～ (セ) 略 エ・オ 略
--	--	--

略

建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第29条第1項の規 定による建築物エネル ギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する 審査	建築物エネルギー 消費性能向上計画 認定申請手数料	(1) 略 (2) 住宅部分を有する建築物 (建 築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第1条第1項第2号の 住宅部分を有する建築物をいう。) ア 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第10条第2号 イ及びロに掲げる基準に適合す るもの (ア) 登録建築物エネルギー 消費性能判定機関又は登録住 宅性能評価機関により当該基 準に適合していると認められ たものである場合 認定申請 1件につき a・b 略 c 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 <u>(共用部分を計算の対象と</u> <u>しない評価方法による認定</u> <u>申請については、共用部分</u>
---	---------------------------------	--

		件につき ア・イ 略 ウ イ以外の共同住宅等 (ア) から (ク) までの掲げる建築物 全体の住戸の数の区分に応じ、 それぞれに掲げる額及び (ケ) から (セ) までの掲げる共用部 分の床面積を合計した面積の区 分に応じ、それぞれに掲げる額 を加えた額 (ア) ～ (セ) 略 エ・オ 略
--	--	--

略

建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第29条第1項の規 定による建築物エネル ギー消費性能向上計画 の認定の申請に対する 審査	建築物エネルギー 消費性能向上計画 認定申請手数料	(1) 略 (2) 住宅部分を有する建築物 (建 築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第1条第1項第2号の 住宅部分を有する建築物をいう。) ア 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第10条第2号 イ及びロに掲げる基準に適合す るもの (ア) 登録建築物エネルギー 消費性能判定機関又は登録住 宅性能評価機関により当該基 準に適合していると認められ たものである場合 認定申請 1件につき a・b 略 c 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 が
---	---------------------------------	--

		の面積を除いた面積) が (a) ~ (d) 略 (イ) (ア) 以外のものである 場合 認定申請 1 件につき a・b 略 c 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 (共用部分を計算の対象と しない評価方法による認定 申請については、共用部分 の面積を除いた面積) が (a) ~ (d) 略 イ 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第10条第2号 ただし書の場合によるもの 認 定申請 1 件につき (ア)・(イ) 略 (ウ) 共同住宅等 当該申請 に係る建築物の床面積の合計 (共用部分を計算の対象とし ない評価方法による認定申請 については、共用部分の面積 を除いた面積) が a ~ d 略 (3)・(4) 略
略		
建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第36条第1項の規 定による建築物のエネ ルギー消費性能に係る 認定の申請に対する審 査	建築物のエネルギー 消費性能認定申 手数料	(1) 略 (2) 住宅部分を有する建築物（建 築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第1条第1項第2号の 住宅部分を有する建築物をいう。 ） ア 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第1条第1項 第2号イ(1)及びロ(1)に掲げ る基準に適合するもの (ア) 登録建築物エネルギー

		(a) ~ (d) 略 (イ) (ア) 以外のものでは る場合 認定申請 1 件につき a・b 略 c 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 が (a) ~ (d) 略 イ 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第10条第2号 ただし書の場合によるもの 認 定申請 1 件につき (ア)・(イ) 略 (ウ) 共同住宅等 当該申請 に係る建築物の床面積の合計 が a ~ d 略 (3)・(4) 略
略		
建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する 法律第36条第1項の規 定による建築物のエネ ルギー消費性能に係る 認定の申請に対する審 査	建築物のエネルギー 消費性能認定申 請手数料	(1) 略 (2) 住宅部分を有する建築物（建 築物エネルギー消費性能基準等を 定める省令第1条第1項第2号の 住宅部分を有する建築物をいう。 ） ア 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第1条第1項 第2号イ(1)及びロ(1)に掲げ る基準に適合するもの (ア) 登録建築物エネルギー

		消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が （a）～（d） 略 （イ） （ア）以外の場合 認定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計（共用部分を計算の対象としない評価方法による認定申請については、共用部分の面積を除いた面積）が （a）～（d） 略 イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの又は同号イ（3）及びロ（3）に掲げる基準に適合するもの （ア） 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められ			消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められたものである場合 認定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。） 当該申請に係る建築物の床面積の合計が （a）～（d） 略 （イ） （ア）以外の場合 認定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等 当該申請に係る建築物の床面積の合計が （a）～（d） 略 イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準に適合するもの （ア） 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により当該基準に適合していると認められ
--	--	--	--	--	---

		たものである場合 認定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 <u>(共用部分を計算の対象と しない評価方法による認定 申請については、共用部分 の面積を除いた面積)</u>が (a) ～ (d) 略 (イ) (ア) 以外の場合 認 定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 <u>(共用部分を計算の対象と しない評価方法による認定 申請については、共用部分 の面積を除いた面積)</u>が (a) ～ (d) 略 ウ 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第 1 条第 1 項 第 2 号ただし書の場合によるも の (ア) 略 (イ) 共同住宅等 認定申請 1 件につき当該申請に係る建 築物の床面積の合計 <u>(共用部 分を計算の対象としない評価 方法による認定申請につい ては、共用部分の面積を除いた 面積)</u>が a ～ d 略 (3) 略			たものである場合 認定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 が (a) ～ (d) 略 (イ) (ア) 以外の場合 認 定申請 1 件につき a 略 b 共同住宅等 当該申請に 係る建築物の床面積の合計 が (a) ～ (d) 略 ウ 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令第 1 条第 1 項 第 2 号ただし書の場合によるも の (ア) 略 (イ) 共同住宅等 認定申請 1 件につき当該申請に係る建 築物の床面積の合計が a ～ d 略 (3) 略
略			略		

新旧対照表

○議案第 1 0 号 木更津市印鑑条例及び木更津市下水道条例の一部を改正する条例（第 1 条関係）

新	旧
木更津市印鑑条例 昭和47年 9 月28日 条例第32号 （登録資格） 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び意思能力を有しない者（15歳未満の者を除く。）は、印鑑の登録を受けることができない。	木更津市印鑑条例 昭和47年 9 月28日 条例第32号 （登録資格） 第 2 条 略 2 前項の規定にかかわらず、15歳未満の者及び<u>成年被後見人</u>は、印鑑の登録を受けることができない。

新旧対照表

○議案第10号 木更津市印鑑条例及び木更津市下水道条例の一部を改正する条例（第2条関係）

新	旧
木更津市下水道条例 昭和59年3月30日 条例第14号 （指定の申請） 第6条の2 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1） 次条第1項第4号アからウまで及び同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 （2）～（5） 略 （指定の基準） 第6条の3 市長は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項の指定又は同条第3項の指定の更新を行う。 （1）～（3） 略 （4） 当該申請をした者（法人にあつては、その代表者）が、次のいずれにも該当しないものであること。 ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの</u> イ 略 ウ <u>精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないもの</u> （5） 次のいずれにも該当しないものであること。 ア・イ 略 ウ 法人であつて、その役員のうちにア若しくはイ又は前号ア<u>からウまでのいずれかの規定に該当する者がいるもの</u> 2 略	木更津市下水道条例 昭和59年3月30日 条例第14号 （指定の申請） 第6条の2 略 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1） 次条第1項第4号ア及びイ並びに同項第5号アからウまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 （2）～（5） 略 （指定の基準） 第6条の3 市長は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条第1項の指定又は同条第3項の指定の更新を行う。 （1）～（3） 略 （4） 当該申請をした者（法人にあつては、その代表者）が、次のいずれにも該当しないものであること。 ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> イ 略 （5） 次のいずれにも該当しないものであること。 ア・イ 略 ウ 法人であつて、その役員のうちにア若しくはイ又は前号ア<u>若しくはイのいずれかの規定に該当する者がいるもの</u> 2 略

新旧対照表

○議案第11号 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号 <u>(協議会等)</u> 第5条 市は、法第7条第1項の規定により木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 <u>市長は、次に掲げる事項を協議会に諮問するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、措置の代行が緊急を要するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行について協議会へ報告するものとする。</u> (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項 (2) 特定空家等の認定に関する事項 (3) 特定空家等の所有者等に対する助言若しくは指導、勧告又は命令その他特定空家等に対する措置に関する事項 <u>(4) 第7条に規定する指導等代行措置に関する事項</u> <u>(5) 前各号に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関する重要な事項</u> 3 <u>協議会は、前項の諮問に応じ、必要な協議、審議等を行う。</u> <u>4～6 略</u> (指導等代行措置) 第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。	木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号 <u>(協議会)</u> 第5条 市は、法第7条第1項の規定により木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 <u>協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し協議する。</u> (1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項 (2) 特定空家等の認定に関する事項 (3) 特定空家等の所有者等に対する助言若しくは指導、勧告又は命令その他特定空家等に対する措置に関する事項 <u>(4) 法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助に関する事項</u> <u>(5) 第7条に規定する指導等代行措置に関する事項</u> <u>(6) 前各号に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関する重要な事項</u> <u>3～5 略</u> (指導等代行措置) 第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。 2 <u>市長は、前項の措置を代行するときは、あらかじめ協議会に諮問するものとする。</u>

2 市長は、 <u>前項</u> の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。	3 市長は、 <u>第1項</u> の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。
--	---